

檜寮
入寮のしおり

学務課学生支援係

(令和8年4月)

目 次

1 檜寮の概要	・・・P2
2 諸規定	・・・P3
3 入寮手続	・・・P4
4 入寮中のルール	・・・P5
5 緊急時の連絡先	・・・P7
別紙 檜寮の生活に関する注意事項等	・・・P8

1 檜寮の概要

1. 目的

檜寮は学生に対し勉学にふさわしい環境を提供するとともに、学生をして、学生寮における国内外の他の入寮生等との共同生活を通して、グローバルなネットワークを構築し、健全かつ幅広い人格を育み、グローバルに活躍できる人材として育成することを目的とする。

2. 運営方針

檜寮は、以下の方針に基づき、運営する。

- ・経済的に困窮している学生が安心して生活できる学びの場としての運営
- ・グローバル化を目指し、日本人学生・外国人留学生との相互理解を深める場としての運営
- ・寮の生活を通して、地域社会との交流で社会性を学ぶ場としての運営

3. 名称、所在地

名 称 東京農工大学 檜寮

所在地 〒183-0054 東京都府中市幸町 2-48-1

電 話 042-334-0222 (管理人室)

4. 施設及び設備

鉄筋コンクリート5階建て。1棟111室（1～2階男子、3～5階女子）。居室は1人部屋ワンルームタイプ（16㎡他）でエアコン、シャワー・トイレ・ミニキッチン（IHコンロ）付です。各居室には机、椅子、冷蔵庫、ベッド、クローゼット、シューズボックスが備え付けられています。

また、共用施設として、コミュニティールーム、ランドリールーム等があります。

なお、ベットマット、布団等の寝具及びカーテンはありませんので、各自用意してください。

寮は共同生活のため、色々な決まりごとがあります。

この「入寮のしおり」には、これから生活していく上で大変重要なことが書かれています。寮での生活でトラブルを起こすことなく、快適に過ごすためにも熟読してください。なお、入寮のしおりは、必要に応じ、適宜改訂することがあります。

2 諸 規 定

寮に関する決まりは、「国立大学法人東京農工大学学寮規程」、「東京農工大学檜寮の管理運営に関する要項」及び別紙「檜寮での生活に関する注意事項等」を必ずご覧ください。ここでは主に手続き的な事項について記載します。

1. 入寮申請・選考・許可（規程第8条、9条）

入寮希望者は、入寮願に本学が指定する書類を添え申請します。別に定める選考基準に基づき選考し、副学長が許可します。（なお、入寮している者が上位の課程へ進学する場合は、改めて継続申請が必要になります。）

2. 在寮期間（規程第10条及び選考基準）

入寮を許可された日から、修業年限までとします。（大学院生は標準修業年限）

※修士・博士前期・専門職学位課程の学生で本学博士・博士後期課程へ進学する場合及び学部学生が本学大学院へ進学する場合は、申請を行うことで継続して入居できる場合があります。

3. 入寮許可の取消し（規程第11条）

所定の期限内に入寮の手続を完了しないとき又は申請書類に虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すことがあります。

4. 寄宿料等（規程第12条、12条の2、13条）

寄宿料は37,800円（月額）です。これとは別に共益費として2,200円（月額）が必要です。寄宿料及び共益費は月の中途の入退寮であっても、1ヶ月分の納入をしなければなりません。なお、居室で使用する光熱水料等は各自で契約し経費は各自の負担となります。寄宿料、共益費は口座振替（入寮初月を除く）により引き落とされます。口座振替の手続については別途指示します。

また、寄宿料及び共益費とは別に、入寮時に退去時清掃費として30,000円が必要です。

退去時清掃費は、入寮後、初月分寄宿料等と合わせて振込での納入となります。

5. 施設の保全と共同生活（規程第14条）

寮は現居住者だけのものではなく、代々に亘り多くの学生が利用するものです。したがって、居室、共用施設その他の施設・設備の保全には十分留意し、常に良好な状態で使用するよう心掛けてください。また、常に共同生活であることを意識し、快適な環境保持に努めてください。

なお、故意又は重大な過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければなりません。

6. 退寮手続（規程第15条）

退寮する場合は退寮願を提出し、その承認を受けなければなりません。退寮時には居室の施設・設備及び備品等の点検を受け、異常がある場合は、原状に回復し、その費用を支弁しなければなりません。退寮を命じられた者についても同様です。

7. 退寮措置（規程第16条）

学寮規程第16条の各号に該当したときは、退寮となります。特に地域住民の皆様にご迷惑をお掛けする行為及び寄宿料等の滞納、寮内での風紀・秩序を乱す行為には十分に注意してください。

3 入 退 寮 手 続

入 寮 手 続

1. 入寮を許可された者は、「入寮確約書」及び「預金口座振替依頼書」を直ちに学務課または管理人室へ提出してください。
2. 入寮したときは直ちに、「入寮届」及び未提出の場合は「預金口座振替依頼書」を管理人室へ提出してください。「入寮許可書」を管理人へ提示し、居室の鍵を受領してください。その他の諸手続等は管理人の指示に従ってください。
3. 入寮は、入寮開始月の初日から一週間以内の9時～17時までに行ってください。
なお、荷物の発送は、入寮開始初日以降の9時～17時の間で、本人がいる時間内に届くよう指定し、宛先に「部屋番号」と「**新入寮生** ○○ ○○（氏名）」を必ず記載してください。
入寮後すぐに使う日用品は、寮の近くにドラッグストアがありますので、こちらで揃えることができます。
4. 入寮したときは、「居室点検票」により点検を行い、記名押印し「居室点検票」を管理人室へ提出してください。
5. 寄宿料等の初月分は、入居時にお渡しする振込用紙を使って当月10日までに支払ってください。
翌月以降は、口座振替となりますので、予め、ご準備ください。

退 寮 手 続

1. 退寮日が決まったら、「退寮願」を管理人室に提出してください。退寮願は、退寮予定日の10日前までに提出してください。なお、退寮は毎月25日までにしてください。
2. 退寮する場合は、「居室点検票」で居室内のチェックを行います。経年以外による破損や汚損等の修繕は実費弁償となります。
3. 退寮に伴うゴミは分別し、決められた日時に出してください。粗大ゴミの処分は、管理人室に届出を行い、指示を受けてください。
4. 退寮後6カ月は、学生寮引き落とし口座を解約しないでください。留学生で退寮後帰国する場合は、別途指示に従ってください。

4 入寮中のルール

寮は多くの学生が生活しています。居室は個室ですが、寮は共同生活の場であることに違いはありません。一人ひとり出身地や生活スタイル、生活リズムもそれぞれに違います。相手の立場に立って考え、行動することが共同生活を成功させる上で一番大切なことです。お互いにルールを守って、住みやすい環境を作りましょう。また、住宅地域にあるため、地域住民の方の迷惑とならないよう、静粛・清潔を保つことには特に留意してください。

1. 大学からのお知らせは、寮内の掲示板に掲示します。掲示を見ないことによる不利益は、寮生の責任となりますので、注意してください。
2. 入寮後は居室内はもとより共用施設の快適な環境保全に努め、施設・備品等の保全、事故防止及び保健衛生に留意してください。騒音、飲酒及び喫煙には特に気を付けてください。寮及び寮の敷地内は、禁煙です。居室内、バルコニーも禁煙です。なお、20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。違反した場合は懲戒処分や退寮処分の対象となります。
3. 居室を勝手に改造してはいけません。釘打ちや画鋲止めは禁止です。原状回復の費用が必要になります。
4. 寮生以外の者は宿泊できません。また、1～2階への女子の立ち入り、3～5階への男子の立ち入りは厳禁です。いずれも違反した場合は、退寮処分の対象となります。
5. 各居室の掃除はこまめに行ってください。管理人室で掃除機を貸し出します。
6. ゴミは分別し、決められた日に指定の場所に府中市指定のゴミ袋で、出してください。分別されていない場合は、本人に戻します。
7. コミュニティールーム、ランドリールーム（コイン式の洗濯機・乾燥機を設置しています）等の共用施設の使用時間は8：00から21：00までです。使用後は清掃し、環境美化に努めてください。ランドリールームに、洗濯が終わった衣類や洗剤等の私物を放置してはいけません。なお、洗剤等は各自で用意してください。コミュニティールーム、ランドリールーム等の共用施設での飲酒は禁止です。また、電気、エアコンのつけっぱなしや騒音には十分に注意してください。
8. 各人への郵便物は、メールボックスに郵便局員が直接投函します。毎日必ず確認してください。なお、宅配便は管理人室では、原則受け取りません。不在の場合は、不在票が郵便受けに入りますので、入っていたら早めに宅配業者と連絡を取ってください。郵便や荷物の送り先には必ず、自分の居室番号及び連絡先を記載していただくようにしてください。
9. テレビ、インターネットの端子が各居室にあります。ケーブルテレビ及びインターネットの使用に伴う契約は個人で行ってください。

10. 居室のドアは、エントランスドア（オートロック）と兼用になっています。居室を離れるときは、保安上必ず鍵をかけて退室してください。居室の鍵はオートロックではありません。なお、鍵を紛失した場合は、実費弁償（1000円）となります。
11. 留学・休学・旅行・帰省などで1週間以上部屋を空ける場合は、事前に管理人室に申出の上、不在開始日の10日前までに『長期不在届』を管理人室へ提出してください。
12. 防火管理上、石油ストーブ・カセットコンロの使用は禁止します。
13. 施設設備・備品の不具合（破損・故障・漏水等）や雨漏り、水漏れ事故等が起きた場合は、速やかに管理人室へ連絡してください。
14. 寮には寮生専用の自転車置場があります。寮生はシールを受け取り、目立つところに貼った上で駐輪してください。なお、シールが貼られていない自転車は不法駐輪と見なし撤去します。
15. 寮には駐車場はありません。荷物を搬出入するとき以外は、車の進入は禁止します。
16. 門限はありませんが、学業に支障のない範囲でなるべく早く帰寮しましょう。また、遅い時間に帰寮する場合は近隣住民の迷惑とならないように、静粛に努めましょう。
17. 寮には各地から集まり、学年や学科も違う様々な個性を持った学生が生活しています。居室は個室ですが、閉じこもることなく、他の居室者と大いに交流を深めてください。
18. 別棟のコミュニティールームの東側からの出入は禁止します。利用については常に整理整頓を心掛け、机、椅子等の集会室の備品については使用后必ず使用前の配置に戻してください。放置してある私物等は撤去します。
19. 各室にあるバルコニーは、洗濯物の乾燥及び緊急時の避難についてのみ使用できます。
20. 職員等や管理人が、法定の定めるところにより入居者の立ち会を得て、居室の設備及び貸与物品等の検査をすることがあります。また、防災上の必要がある場合、安否確認など緊急で対応が必要な場合などは、入居者の同意を得ないで居室に入ることもありますので、ご承知おきください。

5 緊急時の連絡先

トラブルが起きたときや不審者や不審物を見かけたときは、以下の連絡先に第一報を入れてください。

(1) 寮管理人室 042-334-0222

(2) 重大事故・犯罪等の場合

府中警察署 042-360-0110

府中市府中町1-10-5

怪我をしたときや体調が悪いときは、以下に連絡してください。

(1) 月曜日～金曜日 8:30～17:30

保健管理センター（府中地区） 042-367-5189

(2) 夜間や休日でも受診できる大学近隣の医療機関（受診する前に必ず電話連絡をしてください。）

多摩総合医療センター 042-323-5111 府中市武蔵台2-8-29

武蔵野赤十字病院 0422-32-3111 武蔵野市境南町1-26-1

杏林大学医学部付属病院 0422-47-5511 三鷹市新川6-20-2

公立昭和病院 042-461-0052 小平市花小金井8-1-1

奥島病院 042-360-0033 府中市美好町1-22

府中医王病院 042-362-4500 府中市晴見町1-20

東京いのちの電話 03-3264-4343（24時間）

東京多摩いのちの電話 042-327-4343（10:00～21:00）

(3) 大学周辺医療機関案内（保健管理センターサイト）

<https://web.tuat.ac.jp/~health/hospital.html>



檜寮での生活に関する注意事項等

入寮生は、寮生同士の良い関係を築き留学生とのグローバルな交流を積極的に行うことが望まれる。また、檜寮は住宅地域に存在し一般の住宅に隣接していることから、近隣住民の皆様との良好なコミュニティ形成に努め、地域の清掃、雪掻き等地域の行事へ積極的に参加することが求められる。そのため、以下の注意事項を遵守し生活することが必要である。

- 入退寮時の引越し荷物等の搬入出の際は、近隣住民の皆様へ迷惑を掛けることのないよう、トラック等については建物東側の駐車場に駐車すること。
- 常に静粛を心掛け、必要以上の一般生活音を出さないこと。
- 夜間の出入りについては、話し声等騒音に対し特に注意すること。
- 寮の外部や敷地周辺に集まって談話や活動等をしないこと。
- ゴミ集積所や駐輪場の出入りの際、扉の開閉に大きな音をたてないようにすること。
- コミュニティルームの利用は8時から21時の間とし、東側からの出入りはしないこと。
- 生活習慣の違いや、宗教上の慣習等で近隣住民の皆様へ迷惑を掛けないこと。
- ゴミ集積所へのゴミ捨てについて、特に近隣へ臭気の影響がないように気を付けること。
- 入寮者以外の者を宿泊させないこと。
- バルコニーについては洗濯物を干すこと及び非常時を除き利用を自粛すること。
- 自転車の駐輪は、指定された駐輪場を使用すること。
- 火災予防の徹底を図る観点から、石油ストーブ・カセットコンロは使用しないこと。
- 喫煙については近隣住民の皆様が不快に感じないようにすること。
- 男子学生は1～2階を利用し、女子学生は3～5階を利用することとし緊急時以外の行き来は厳禁とする。

これらのことを守らない者については、退寮を含む処分が科される場合がある。